

議案第 36 号

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成31年3月8日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、同項第3号に掲げる費用の全部又は一部を市の負担とすることができる。この場合における市の負担の方法は、別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の野田市営住宅の設置及び管理に関する条例第23条第2項の規定は、同日以後の分の同条第1項第3号に掲げる費用について適用する。

提案理由

入居者が負担する共同施設等の維持運営に係る費用について、入居者負担の適正化を図るため、費用の全部又は一部を市が負担できる特例に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年野田市条例第16号)

改 正 案	現 行
(入居者の費用負担義務) 第 23 条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、同項第 3 号に掲げる費用の全部又は一部を市の負担とすることができる。この場合における市の負担の方法は、別に定める。</u>	(入居者の費用負担義務) 第 23 条 (略)